

○品田委員長 開会します。

本日の会議は全員出席でございます。それでは、会議を進めてまいります。

初めに、農林畜産業に関する事項についてを議題といたします。農作物の生育状況について、理事者から報告願います。

○和田農政部長 令和3年度の農作物の生育状況につきまして、御報告を申し上げます。

資料等はありませんが、初めに、これまでの気象概況でございます。今年の雪解けは4月1日と平年より6日早く、気温は5月が平年並みでございましたが、6月前半から8月前半にかけて、平年より高く推移し、特に7月後半から8月前半にかけては、例年になく高温が続き7月31日には、江丹別で38.4度と本市における観測史上最高気温を記録したほか、この間の降水量につきましては、平年の半分にも満たないものにとどまるなど、かなり少なく推移したところでございます。

次に、生育状況についてでございますが、上川農業改良普及センター及び市内農協によりますと、まず、本市の基幹作物であります水稻につきましては、6月前半以降の好天により生育は順調に推移し、7月後半から8月前半の高温による品質への影響が心配されているところではありますが、草丈、穂の数ともに平年並み以上で、収穫につきましても例年よりも早まることが見込まれており、市内の早いところでは昨年よりも1週間ほど早く、今週末にも始まる予定となっております。

次に、畑作物につきましては、既に収穫作業が終了しております秋まき小麦及び春まき小麦のほか、豆類、バレイショ、てん菜、そばにつきましても雨が少なかった影響により、小粒、小玉傾向にあるなど、平年よりも収穫量が若干少なくなる可能性があるところで見込まれているところでございます。

最後に、果樹でございますが、サクランボにつきましては既に収穫を終えており、収穫量は平年並みと伺っております。また、リンゴにつきましても生育は順調に推移しており、平年並みと見込まれているところでございます。

今年の農作物の生育におきましては、これまでの高温と雨不足による収穫量や品質への影響が懸念されている状況もありますが、今後、天候に恵まれ無事収穫期を迎えられることを期待しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○品田委員長 ただいまの報告につきまして、特に発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、この件に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、学校及び社会教育に関する事項についてを議題といたします。いじめの相談体制と関係機関との連携について、この件につきまして能登谷委員から発言の申出を受けております。

それでは、御発言願います。

○能登谷委員 おはようございます。まず冒頭、資料要求をしたいと思っております。質疑に関わって見えにくいところもありますので、取り計らいをお願いします。

○品田委員長 ただいまの資料要求の申出について、受けることでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○品田委員長 それでは、引き続き発言をお願いします。

○能登谷委員 いじめ・交友関係に関わる教育委員会への相談件数等についての資料、過去5年のものをお願いしたいと思います。

○品田委員長 それでは、資料確認のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

○品田委員長 再開します。

要求資料の提出の可否と時期について、理事者から御発言願います。

○品田学校教育部長 ただいま能登谷委員から御要求がありました、いじめ・交友関係に関わる過去5年分の教育委員会の相談件数等が分かる資料につきましては、すぐに提出することが可能でございます。

○品田委員長 ただいま要求のありました資料につきましては、委員会資料として扱うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○品田委員長 そのように扱わせていただきます。

それでは、資料配付のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○品田委員長 再開いたします。資料の説明は必要ですか。

(「要りません」の声あり)

○品田委員長 資料の説明については、省略させていただきます。

それでは、引き続き御発言願います。

○能登谷委員 それでは、いじめ相談体制等、関係機関との連携について伺いたいと思います。このテーマは大分早くに申出をしていましたので、今般、第三者委員会で調査中の当時中2女子の件で、お母さんが手記を発表される前だったものですから、そのことはいじめの相談体制にも関わっておりますので、それも扱っていきたいと思いますし、後半の部分では私の6月の一般質問のときにも明らかになりましたが、関係者が民間の相談機関のきらきら星に相談してきた経過がありますので、そのきらきら星との関係でどういう連携をしているのか、今要求した資料の相談件数等とも重ね合わせながら、伺っていききたいなというふうに思っています。

今回、手記が発表された中で、やはりなぜ、この大事な命が失われてしまったのか、真実を明らかにしていかなければならないということ強く思いました。また、お母さんが学校や教育委員会に相談していた経過が詳細に書かれています。実際の経過はどうだったのか。これまでの質疑の中では、当該生徒が川に飛び込む前に相談があったのかどうかは、はっきりしないだと思います、率直に言って。何度も何度も相談していたにもかかわらず、取り上げる体制があるのだろうか。寄

り添う仕組みがあるのか。それらがなかったために、大事な命を落としてしまったのではないか。それらのことを今回も強く疑問に思いました。それらのことを中心にしながら、伺っていききたいなというふうに思います。

まず、最初に確認しておきたいことは、報道では当該生徒についてお母さんの手記の発表に伴って、実名に変わっています。教育委員会としての対応はどうか、私たちの質疑にも関わるものですから、まずその点を伺っておきたいと思えます。

○石原学校教育部長 過日、御遺族は実名を公表されたところでございますけれども、本事案に関わる当該生徒の氏名等の個人情報の取扱いにつきましては、これまで御遺族との確認に基づきまして、実名の使用を控えてきたところでありまして、教育委員会としましては、今後もこれまでと同様に対応してまいります。

○能登谷委員 教育委員会は実名を使わないと。これまでの確認のとおりだということですので、私のほうも、そういう対応にしたいと思えます。

お母さんの手記に沿って、どのような相談経過をたどったのかということについて、まず伺っていききたいと思うんですね。手記の内容を見た中で、1つ目は5月の連休中、午前3時、4時ごろ、当該生徒がいきなり自宅の玄関をがちゃがちゃ開けて、ばたんという音を立てて飛び出して行ったと。行かなきゃいけないと、先輩と呼ばれているからと、泣きじゃくりながら答えていたと。関係する生徒2人の名前を聞いていたので、対応を求めたと。学校の担任は真夜中に呼んだだけじゃないかと、気にしないでと。これ自体、相当気になりますけれども、そういう対応だったということが、相当中身を飛ばしていますけれどもね、記述されていますので具体的に学校に相談があったと思われま。

それから、2つ目は同じ頃「お母さん死にたい。」と言い出すようになったと。そこで担任に相談したと。担任は「思春期ですから、よくあることですよ。」と素っ気ない答えだったと。これも相当具体的に書かれていますよね。これも相談があったのではないかと思います。それから6月下旬、先輩に呼び出されたまま自宅に帰らず、深夜になってコンビニエンスストアで保護された。学校で担任に「本当にいじめはないんですか。」と尋ねると、「いじめなんてあるわけがない。」とあっさり否定したということが、3つ目に書かれています。それから、4つ目、川に飛び込んだときの教頭の対応ですね。子どもたちに囲まれてウツペツ川に飛び込んだ事件の後、携帯電話にいじめを受けていることを示す履歴があったので、これを学校に知らせたと。教頭はいじめが本当なら指導しないといけないと返答したけれども、その後、何の対応もしてもらえなかったんだということが書かれています。それから続いて、5つ目に当該生徒が入院中に学校に呼び出されたときの教頭の発言ですが、「いたずらが行き過ぎただけだ。」とか、「悪意はなかった。」とか、「加害者にも未来があるんです。」と言ったということで、これもいじめを否定された。それから、学校、教育委員会に何度も相談をしたと。それで、いじめに遭っているんじゃないかと何度も相談したけれども、学校、教育委員会は、本人も家族も誰も相談することはなかったと。いじめの認知には至らなかったと繰り返したただけだということですので、ざっと見ても5、6回は相談したという記述があります。これまでの答弁では、それも含めて第三者調査でわからないと何も言えないと。相談もあったようには伝わってこなかった。何もなかったかのように伝わっています。なので、この手記に沿ってね、どういう相談経過をたどったのか分かる範囲でお答えいただきたいと思えます。

○末木学校教育部教育指導課主幹 当該の学校では、当該生徒の入学から令和元年6月までの間に、家庭訪問週間などに教職員が当該生徒や保護者と話をする機会があったことや、当該生徒が川に入った事案の発生後には、すぐに当該生徒から話を聞くとともに、翌日には、当該生徒の保護者から相談を受けておりますが、教頭や担任等にいじめの相談があったかについては、今後、旭川市いじめ防止等対策委員会による調査の中で明らかになっていくものと考えております。

保護者から教育委員会への相談等、教育委員会の対応についても、今後、対策委員会において検証されることとなっておりますが、教育委員会では令和元年6月に事案の発生を把握してから同年9月まで複数回にわたり、当該生徒の保護者と電話による相談や面談を行うなど、保護者の心情に寄り添った対応に努めてきたものと考えております。

○能登谷委員 はっきりは言えないけれども、入学から令和元年6月のあたりには、いろいろといろんな機会に相談する機会があったということと、それから、その発生後にも複数回にわたって、聞き取り、面談などもしているから、当然、当時も今回手記に書かれているような内容については、教育委員会にも話したんだと思っている、学校だけじゃなくて。

これまでもいじめと認定しなかったが、いじめと同様の対応をしてきた経過があると繰り返し答弁がありました。そうであれば、教育委員会としてきっちり経過を把握していたんじゃないかと思うんですね。第三者委員会の調査中であっても、一度これは行政判断をしたことであって、詳しい内容を言えとは言いませんけれども、それは、それこそ調査内容に関わる。だけど、相談があったのかなかったのか。調査に影響がない範囲で、ある程度答える必要があるんじゃないでしょうか。行政判断を1回していることだから、それが違うかもしれないから、調査にかけているけれども、行政としては1回、結論が出ているものなんですよ。その点で、いじめがあったのか、なかったのかについて、特に川に飛び込む以前から相談があったのかどうか、そこをはっきりお答えいただきたいと思います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 令和元年6月に当該生徒が川に入るという事案が発生し、教育委員会においては、学校が事案の発生を把握した段階から報告を受けており、事案発生後の対処の状況はもとより、当該生徒が入学した4月からの当該生徒及び保護者に対する学校の対応状況についても、確認し把握しております。学校から教育委員会への報告内容につきましては、学校における対応記録とあわせて、旭川市いじめ防止等対策委員会に提供しており、今後、対策委員会による調査において、当時の学校や教育委員会における相談対応の状況等についても検証が行われ、明らかになるものと考えております。

○能登谷委員 今までより少し踏み込んだ答弁だったと思うんですね。学校からの情報なのか、教育委員会からなのか、ちょっとはっきりしないところもありますが、いずれにしても、4月からの相談の内容を把握していると。それから、入学からって言う、4月からとおっしゃってましたよね、記録もあるということで踏み込んだ答弁だったと思いますが、部長にも確認しますけれどね、その川に入る6月の前にも既に相談があった、記録もあった。そのことははっきり確認できますか。

○品田学校教育部長 今、記録の話ですけども、教育委員会として記録が残っておりますのは、川に入った事案が発生した後、その件について学校に詳細等を確認していく中で、いろいろな記録等を学校から提出をいただいて、その記録を私どものほうで集約しているところでございます。

○能登谷委員 いやいや、6月以降に記録とかいろんなものを入手したのは、当然そうだと思うん

だけれど、この経過で言えばね。4月以降に相談があった、その記録もちゃんとあるということでいいかどうかを尋ねています。

○品田学校教育部長 内容の詳細につきましては、この場でお答えできませんけれども、学校の対応状況については、私どもも把握しているところでございます。

○能登谷委員 相談もあったし、記録もあったということですね。そうであれば、なおさらですね、もっと早くいじめとしていろんな対応ができなかったのかということが悔やまれます。

次に行きますけれども、今回その第三者委員会に改めて徹底調査を求めていきたいなと思うとともに、お母さんの手記の中でも発表されていますけれども、情報は公開されないと。公開までしなくても遺族に対して必要な情報を提供して、調査の進捗についてしっかり話をすることは必要んじゃないでしょうか。私たちも聞きたいことがいっぱいあります。

確かに、第三者なんで独立した機関として、いろんな調査をしていくんだけど、そうは言っても行政の一部ですよ、依頼した仕事ですよ。最後、調査終了するまで何も知らせないということでは遺族に対しても、本当に関心を持って心配している市民にとっても、私たち調査しなければならぬ議会にとっても、何もわからないで終わりまで待つということにはならないと思うんですね。

先般、市長がどういうわけか、それについて求めたといいます。市長はもともとそれを求める立場というか第三者調査を命じた立場なので、それはどうなのかなと思って見ていましたけれども、いずれにしても、第三者委員会に徹底調査をそれはそれで求めていかなければなりませんけれども、手記も発表された中で情報も出ていますから、あわせて進捗状況についての知らせ方、特に遺族について、それからそれ以外についてと段階をつけてでも結構なんで、そこをやっぱりきちっと求めていくべきではないかというふうに思いますけれど、見解はどうでしょうか。

○石原学校教育部次長 現在までに、旭川市いじめ防止等対策委員会につきましては、6回開催しておりまして、その中で御遺族及び代理人の要望の聴取も行っているところでありまして、旭川市のホームページにも協議内容、概略でありますけれども、一部公表させていただいているところでございます。調査の進捗状況について御遺族及び代理人に適宜情報提供等を行うことなど、御遺族の意向を十分に確認しながら、調査を進めていくことが非常に大切だというふうに考えてございます。8月18日にありました御遺族側の記者会見におきまして、調査の進展状況等の情報が少ない、そういったお話がありまして、また、8月20日にも市長から一刻も早い真相解明に向けた調査を進めること、そして調査の進捗状況につきましては、御遺族を初め、広く市民にお知らせすることについて依頼があったところでありまして、そのことにつきましては、対策委員会の委員長にも既に伝えておりますので、今後、対策委員会には、御遺族の考えに寄り添った形で調査を進めていただくとともに、御遺族の代理人との連絡調整を一層密に図っていただけるものと考えているところでございます。

○能登谷委員 もともと遺族のほうともよく連絡をしながら、委員の選出も含めて調整してきた経過がありますよね。それだけ丁寧にやってきたんだから、やっぱりここもね、しっかり丁寧にやっていただきたいなと思います。

それともう一つはですね、当該校の3年生の子を持つ保護者の皆さんから話を聞いたというのは、前の常任委員会の質疑で何回か言いましたけれども、現在3年生ですから当時2年生の子たちなん

ですよ。その親なんですよ。その人たちにしてみれば自分たちの子どもが直接関わっていない中でも、街宣車が来たりいろんなことで騒がれて、本当に自分たちまで何か悪いことをしたんじゃないかっていう気持ちにすっかりさせられていると。何とか卒業までに決着できないのかと、見通しをつけてもらえないかと。高校に入っても、これをずっと引きずって生きていくのかということ言われていますので、その点も含めて、しっかりと調査委員会のほうにもお願いしていただきたいなということをおきたいと思えます。

続いて、相談体制について伺いますが、いじめの相談体制をどのように構築されているのか、まず、教育委員会としての対応について伺いたいと思えます。

○末木学校教育部教育指導課主幹 本市における相談体制につきましては、旭川市子ども総合相談センターがいじめ等に関する相談窓口としての役割を担っておりますことから、教育委員会から各学校を通じて、旭川市子ども総合相談センターをはじめ、北海道教育委員会や法務局等の相談機関等について、児童生徒及び保護者への周知に努めております。

教育委員会といたしましては、スクールカウンセラーの全中学校への配置や、全小学校への派遣など、各学校における相談体制や機能の充実に向けた支援に努めるとともに、教育委員会に本市の小中学生の保護者等からいじめに関する相談等の電話をいただいた際には、教育指導課の指導主事等が対応しております。

○能登谷委員 あわせて、学校のほうではどのような体制を構築されているのか伺います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 各学校におきましては、毎年6月と11月に実施しているいじめアンケート調査に合わせるなどして、定期的に児童生徒への個別の教育相談を実施しており、保護者に対しても、個人面談や家庭訪問など話を伺う機会を設定しております。

また、児童生徒や保護者の求めに応じて、随時、面談や電話による相談対応を行うとともに、養護教諭が保健室に来室した児童生徒から、友人関係の悩みなどについて相談を受けることもございます。

なお、相談を受けた際には学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織において、特定の教職員で対応に当たるのではなく複数の教職員が関わることや、必要に応じてスクールカウンセラーが相談支援を行うなど組織的に対処しております。

○能登谷委員 学校のいじめ防止基本方針のことが出ましたが、旭川市のいじめ防止基本方針とはそんなに変わるものではないんですが、そこではどういう相談体制について位置づけがなされているのか伺いたいと思えます。

○末木学校教育部教育指導課主幹 旭川市いじめ防止基本方針では児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関わる相談を行うことができる体制を整備することとしており、市や教育委員会の主な取組としましては、旭川市子ども総合相談センターへの電話窓口の設置、全中学校へのスクールカウンセラーの配置及び小学校への派遣のほか、旭川市子ども総合相談センターへのスクールソーシャルワーカーの配置や、児童生徒や保護者への主な相談窓口の周知などを行っております。

○能登谷委員 それで、率直に言って相談する体制っていうのが、あまり書かれていないのではないかと。いじめ防止のいろんな取組ってことはあるんだけど、具体的に起きたときに相談できるよというところが弱いんじゃないかと率直に思っているんですよ。

それで実績やなんかも伺おうと思って、資料もいただいたんですよ。今、資料もいただいた中

で過去5年の相談実績について、まず相談件数はどうだったのか伺いたいと思います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 平成28年度から令和2年度までの5年間における、教育委員会が受けたいじめに関わる相談件数につきましては、平成28年度は6件、平成29年度は6件、平成30年度は9件、令和元年度は5件、令和2年度は5件となっております。

○能登谷委員 相談内容やいじめの認知についても分かると思いますのでお示しください。

○末木学校教育部教育指導課主幹 相談の内容といたしましては、担任や管理職等への対応に関わる不満が主なものとなっております。

また、いじめの認知につきましては、学校いじめ対策組織において判断することとなるため、保護者等から教育委員会に寄せられた相談のみをもって、いじめの認知を行うことはないものの、教育委員会からの情報も踏まえ、関係する児童生徒から聞き取りを行うなどして事実関係を把握した結果、学校がいじめとして認知したケースもあるところです。

○能登谷委員 いじめの認知もされているということですが、全体的に相談件数は僕は少ないと思っています、教育委員会に対してはね。学校にはいろいろあるかもしれないけれど、学校のほうからいじめと認知しなかったものは上がってこないという仕組みですよ。そういう中でも、教育委員会に相談された件数が極めて少ないんだけど、それでも認知されているのが年に2件ぐらいあったり、合計で8件ぐらいあったりするということで、これは極めて大事なところじゃないかなと思います。

結局、これはどのように解決されていったのかもお示しいただきたいと思います

○末木学校教育部教育指導課主幹 教育委員会に寄せられた相談の対応につきましては、相談内容等を学校に伝え、学校において事実関係を確認するとともに、いじめの認知の状況や対処の在り方等について、学校から報告を受けております。

また、学校がいじめとして認知した事案については、国の基本方針ではいじめが解消している状態とは、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいること、及びいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの二つを要件としておりまして、本市の基本方針においても同様の要件を示していることから、これらの要件を踏まえ、学校と継続して連携し状況の報告を受け、解消の確認を行っているところであります。

○能登谷委員 教育委員会としての相談、先ほども言ったように相当少ないんです。年間5件とか9件とか、本当なのかなと率直に思います。なぜなら、もっといろんな人がいろいろ相談しているように聞いているからなんです。

それは後でまたお知らせしますが、そういう中でもいじめだと学校から上がってこなかったけれども、教育委員会のほうで分かって最終的には学校と調整するんでしょうけれども、そういう例が出ているということで、学校と教育委員会の間でのそごがないのかなと。いじめの認知について、また相談体制について。

だから、いじめの認知の有無にかかわらず、各学校に相談があった件数については、教育委員会でもしっかり把握する、集積すべきではないかと思うんですがいかがでしょうか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 いじめに関する相談につきましては、まずは、児童生徒や保護者にとって、人間関係があり相談しやすい学級担任を中心とした教員で相談対応し、関係児童生徒への聞き取りや指導等、学校いじめ対策組織において組織的に対処を行っていきませんが、教員の対

応への不満がある場合には、保護者等は学校の管理職に相談をしたり、各学校を通じて周知を行っている各種相談機関等に相談されるものと考えており、教育委員会への直接の相談は先ほど答弁させていただいたとおりの状況となっております。

各学校では日常的にいじめの問題を含む様々な内容について、児童生徒や保護者から寄せられる相談の対応を行っており、教育委員会では、各学校におけるいじめの認知件数については毎年度把握しておりますが、学校に寄せられた相談の全てについて把握することは難しいものと考えております。

教育委員会といたしましては、学校がいじめと認知した全ての事案一つ一つについて、児童生徒や保護者からの相談など、いじめの発見のきっかけやいじめの対応、学校いじめ防止基本方針に基づく対処の状況等について学校からの報告を受け、事案が解消するまで継続して学校への指導助言に努めているところです。

○能登谷委員 結局、認知されたものは報告が来るんです、学校からはね。だけど、どれだけ相談があったかということは、100件あっても報告が来ないんです。

だけど、今回の例は相談して、いじめがあるんじゃないかとずっと言い続けているのに、いじめでないとされているから報告も来ない。ただ、川に飛び込むという重大な事案が発生して、警察も出動するということがあったから、いじめではないと言っているけれど、いじめと同様の対応をしたから、少しいろいろ分かっているということにすぎないですよ。

そうすると、もっといっぱいはいじめが隠れているかもしれないですよ。その相談件数が把握されてこない、集積されてこないという矛盾を含んでいるんですね。

それだと結果的に、教育委員会に報告が来るのは5年で31件という、こんな程度であるのに8件もいじめがあったということだと思いませんか。これをやっぱり何とかしていかなくちゃならないというふうに思いませんか。

○辻並学校教育部教育指導課長 ただいま委員のほうから御指摘がございました、いじめと認知するに至らない事案に関わる保護者あるいは児童生徒からの相談状況等についても、可能な範囲で教育委員会として把握をして、特にその認知について難しい状況ですとか、学校が苦慮するような状況等がありましたら、教育委員会のほうで各学校への指導助言をしてまいりたいというふうに考えております。

○能登谷委員 可能な範囲でということなんですけれども、学校だって数字を持っているのだから、相談全体をつかむ作業をすると。そのことをしながら全部に関われないかもしれませんが、膨大かもしれないから。でも、まず相談の数を全件つかむと。そこぐらいいはしていかないと結局学校任せで、後々やっぱり重大な事案が隠れているのが出てくるという事態になりかねないんじゃないかなと私は思います。

次に行きますが、関係機関との連携についてなんです。今回の事案でも警察の協力というか連携もありましたし、最初に当該生徒が川に飛び込んだときの通報は、地域の人が見ていておかしいぞということでしてくれました。

そういうことも含めて関係機関との連携、これは具体的に、どことどのように日常的に連携しているのか、伺いたいと思います。

○辻並学校教育部教育指導課長 関係機関との連携でございますが、いじめ防止対策推進法の第1

4条第1項の規定や本市の条例に基づきまして、平成31年に旭川市いじめ防止等連絡協議会を設置いたしまして、委員として委嘱いたしました学校、警察、児童相談所、法務局、人権擁護委員会、PTA連合会、子ども総合相談センターの職員などによる会議を年に2回開催をいたしまして、いじめ防止の取組等について協議するとともに、情報を共有するなどして連携の強化を図っているところでございます。

また、各機関にいじめに関わる相談があり、その内容等について教育委員会に情報提供があった場合には、学校と連携し対応しております。

○能登谷委員 今言われた関係機関との連携については、過去5年間でどれだけの実績があったのかお示しいただきたいと思います。

○辻並学校教育部教育指導課長 関係機関との連携状況についてでございますが、いじめの問題のみならず、不登校や児童虐待など連携の内容が多岐にわたっていることや、一つの事案に継続して対応する中で、複数の関係機関と連携することもございまして、関係機関との全ての連携状況を件数として集約することは難しいところです。

関係機関との具体的な対応につきましては、これまで北海道教育庁上川教育局とは、いじめの問題を含めまして、様々な内容について日常的に情報交換等を行っており、旭川市子ども総合相談センターにおいては、保護者等から相談があった内容について相談者の了解のもと、学校と直接連携を図るほか、教育委員会が相談内容の情報提供を受けることもございます。

また、いじめのみならず触法行為が疑われるなどの事案につきましては、警察と連携するなどして対処に当たっているところでございます。

○能登谷委員 こども残念だと思うんですね。せっかく連携していると、いろいろ大事なことがあると言いながら数字がないんですね。

確かにね、上川教育局などとは毎日のように連携しているでしょうから、それにしても数字がないというのも、私は不思議ではないんですけど、前回の常任委員会で質疑したときには、道教委と市教委のそごが、食い違いが物すごくありましたよね。市教委のほうはもう終わったと。2019年の9月には、いじめでないとして判断したんだと。それから1か月もたって2019年の10月には、これはいじめだよとよく調査しなさいよというような趣旨を道教委が言ってくると。それは受けたけれど、指導としては受けなかったんだと。翌年の1月になってもまだ道教委は言っているけれど、市教委は全然。日常的にやっていたって、こんなに違うんだから。それがやっぱり数字として、いろんな連携としてきっちり把握されていない、集積されていないってことだと思うんですよ。それは非常に残念なことだし、そういうことの中にいろんな問題が今回のように隠れていますから、そういう意味で本当にちゃんと連携しているのかというふうに疑問に思います。

それから、地域や民間の相談機関との連携はどうなのかも伺いたいと思います。

まず、地域との連携の取組があればお示しいただきたいと思います。

○辻並学校教育部教育指導課長 いじめの防止等の対策につきましては、市や教育委員会、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行う必要があります。学校や教育委員会が地域の方からいじめに関わる情報をいただくことは、とりわけ学校外で発生するいじめの早期発見、早期解消において重要であると考えております。

本市では、本年度から全ての小中学校で、地域の方を構成員として含む学校運営協議会を設置し

ておりまして、この協議会において各学校のいじめ防止基本方針やいじめの状況等について、学校が説明し地域の方から意見をいただいているところでありまして、今後も地域との連携に一層努めてまいりたいと考えております。

○能登谷委員 もともと情報が重要だということは間違いないことで、学校外でいろんなことが発生するし、住んでいる地域がありますから、そこからの情報が重要だということも間違いないと思います。

それにしても、学校運営協議会に地域の人が入っていくというのは今年度からということで、ようやくその大事さに気づいたというか、今回の事案にも鑑みてということなのかもしれませんけれども、そういう状況だということがわかりました。

もう一つは、民間の相談室との連携についてですが、まず、概要としてどんな連携の状況になっているのか伺いたいと思います。

○辻並学校教育部教育指導課長 民間の相談室から学校に対して、保護者等からの相談内容について情報提供があった場合につきましては、通常、各学校において外部との連携の窓口となる教頭が対応し、その際に保護者の了承を得ることなしに、児童生徒等の個人情報などをお話しすることはできないものの、民間の相談室から相談者に直接学校に相談するよう伝えていただくなどの対応に努めております。

また、民間の相談室から教育委員会に情報提供をいただいた場合には、教育委員会から関係する学校に情報提供を行うとともに、事実関係の確認や児童生徒、保護者への対応などについて、指導助言を行うこととしております。

○能登谷委員 それで具体的には、6月の第2回定例会のときに明らかになりましたけれど、2019年に当該生徒が川に飛び込んで、その後いじめがないとして判断されて、翌年の2020年の10月に民間の相談室でありますきらきら星に秋に相談に行ったと。電話で本人からいじめがあったと、嫌なことをされたというようなことが、具体的に相談があったということが言われていました。

それで、そのきらきら星に伺って、いろいろと相談件数とか相談内容とか、どういう取組をしているのかということも聞かせていただきました。

この民間の相談室、きらきら星では2016年度からの相談件数の集約がされてます。教育委員会のほうにも資料は全部お見せしているのですが、2016年度の相談件数は540件、2017年度は738件、2018年度は2千991件、2019年度は1千492件、2020年度は2千650件、この2千650件の中に当該生徒のことも含まれていることになると思います。5年間の合計は8千411件、年平均で見ると約1千682件対応しているということです。

だから、すごい数の相談を受けて、対応されているということですよ。内容を見ると全部紹介できませんので、2020年度の2千650件に限ってみると、いじめは2つに分類されています。一つは、子ども同士のいじめが34件、もう一つは、教員の不適切対応によるいじめが83件。不登校は3つに分類されています。いじめによる不登校は62件、教員の不適切対応による不登校が184件、学校嫌いによる不登校が73件。性虐待が15件、DV、ドメスティックバイオレンスが419件、スクールセクハラが74件、児童虐待が1千706件、合計が2千650件となって

います。

教育委員会にも資料をお見せしている中で、これらについての認識はどうか伺いたいと思います。

○辻並学校教育部教育指導課長 当該の民間の相談室に多くの相談が寄せられているということにつきましては、児童生徒や保護者も含めまして、多くの方々が様々な不安や悩みを抱えていることの表れであるというふうに考えております。特に、いじめの早期発見、早期解消に向けましては、児童生徒や保護者が一人で悩まずに、学校はもとより他の信頼できる人や関係機関等に相談することが大切でありまして、いじめの悩み等を持つ方々にとって、当該の民間の相談室は一つの受皿としての大きな役割を担っていただいているものと考えております。

○能登谷委員 相当大きな役割を担っていますよね。桁違いの役割を担っていると言ってもいいと思います。

この中でちょっと気になることがあります。教員の不適切対応による相談も多いということが分かりますが、子どもに対する暴言や暴力、これも相談になっています。ぐずぐずするとか、こぼすとか、給食だと思うんですよね。しまいにはかっとなって手が出てくると。たたくななどが不適切対応の中身だということを教えていただきました。これはおよそ教育的ではないものだと思いますけれども、これらについては教育委員会としては把握されているのでしょうか。

○辻並学校教育部教育指導課長 教員の不適切な対応につきましては、学校の管理職や教育委員会において、保護者等からの相談を受けることはありますが、当該の民間の相談室において、そうした相談も多いとのことにつきましては、このたび初めて承知をしたところでありまして、大変憂慮すべきことと考えてございます。

教育指導におきましては、教員と児童生徒及び保護者との間で信頼関係が構築されていることが前提であり、各学校において、一人一人の教員が児童生徒の人権に配慮した指導を行うことが大切であると考えており、各学校における校内研修はもとより、教育委員会が主催する各種研修会において、教員の望ましい指導の在り方等について、教員が学ぶ機会の一層の充実に努めてまいります。

また、当該の民間の相談室から教育委員会にそうした情報提供をいただいた際には、関係する学校に事実確認や改善を指示するなど、適切に対応してまいります。

○能登谷委員 結局、教育的でないというよりも、手が出たなんてことは暴力であり、犯罪ですよ、もし事実だとすればね。そういうことは小学校、中学校、学校側からはなかなか上がってこないんじゃないかと思うんですよ。だからこういうところに相談があると思うんですよね。

そういう意味でも、そういうところとの連携がすごく大事だと思うんですよ。そのような中で、先ほど2020年度の2千650件の内訳の中で紹介した一部なんです、小学校、中学校に相談したけれども、対応してもらえたかどうかということも伺いました。

いじめについては2つに分類した中で、子ども同士のいじめが34件ありました。小学校では6件について小学校側にこういう状況があるということで提供しようとしたんですが、実際に対応されたのはゼロ件です。中学校では7件あったけれどもゼロ件でした。対応してもらえない。教員の不適切対応によるいじめは83件ありましたが、そのうち小学校に対して15件、情報提供をしたり、相談しようとしたけれどもゼロ件の対応、中学校も2件あったけれども対応はゼロ件でした。不登校について3つあるうち、いじめによる不登校が62件ありましたが、小学校の18件に問い合

わせても対応はゼロ件だった。中学校6件に問い合わせても、対応はゼロ件だった。

それから、教員の不適切対応による不登校は184件ありましたが、そのうち、小学校に情報提供したり、相談したりしたのが9件あったけれども、対応はゼロです。中学校は4件あったけれども対応はゼロ件。だから、2020年度は小学校に48件の相談を申し入れたけれども、対応はゼロ件だった。中学校には19件申し入れたが、対応はゼロ件だった。

別のデータですけれども、これも教育委員会のほうにお渡ししていますが、2016年度は対応されたのが6件ありました。2017年度は1件ありました。2018年度はゼロ件、2019年度は2件、だから、2020年は先ほど言ったとおりゼロ件でしたので、5年間で9件しか対応してもらえていないのが実態なんです。これらの実態については、どう思いますか。

〇辻並学校教育部教育指導課長 各学校においていじめと認知した事案などにつきましては、教育委員会に報告する必要がございます、その際に関係機関や団体等、学校外部との連携状況等についても、学校の対応の経緯として報告をいただくこととなりますが、当該の民間の相談室との連携状況については、各学校からの報告においては把握をしていないところでございます。

〇能登谷委員 結局ね、把握されていないんですよ。だって、教員の不適切な対応で暴力があって、困ると言ってお母さんたちが相談に行っている。そのお母さんたちと連携して相談機関が学校と話したいと言っても、会ってもらえないんですよ、受け付けてくれない。

教育委員会から話を聞いても、そんなのはないという話になっている。結局ここで隠蔽されていくんじゃないですか。仕組みの上でも、流れの上でも。

それから、教育委員会に直接した相談した事例が、少なくとも3件あると当事者の方は言っていますが、それらは把握されていますか。

〇辻並学校教育部教育指導課長 当該の相談室を含めまして、学校外部の方から教育委員会に相談等があった場合には、教育委員会から関係する学校に情報提供を行うとともに、事実関係の確認や児童生徒、保護者への対応などについて指導助言を行うこととしておりますが、当該の民間の相談室から教育委員会への相談につきましては、把握をしていないところでございます。

〇能登谷委員 結局、学校や教育委員会に相談しても、対応された件数というのは先ほどの資料で出されています。本当はそのきらきら星からの相談も一覧表でも配りたかったんですけど、それはちょっと委員会の仕組み上、僕が言ってすぐ出せるというふうにならないので諦めましたけれども、教育委員会に直接なされた学校に対するいろんな相談は集積されていない。教育委員会への相談件数はものすごく少ない。民間の相談機関にはすごい数の相談が来て、学校に対しても相談したいと言っても皆さん方のほうでは把握されてない。そして相談機関のほうでは門前払いですよ、ほとんど。これだと、結局、学校も教育委員会も、これらの問題に聞く耳を持っていなかったということではありませんか。

〇辻並学校教育部教育指導課長 児童生徒や保護者から学校にいじめ等の相談があった場合につきましては、各学校におきまして関係児童生徒などへの事実確認や指導方針等の決定など、いじめ対策組織における具体的な対応を行っておりますが、児童生徒本人や保護者、関係機関以外の第三者から情報提供が寄せられた場合については、当該の第三者に児童生徒の個人情報伝えることは難しく、慎重に対処しなければならないことが、当該の民間の相談室と学校との円滑な連携が難しい要因の一つであるというふうに考えております。

○能登谷委員 確かに第三者に漏らせない事情もあるでしょうし、その保護者やなんかから訴えていることでね、それが全部合っているかどうかということも含めてね、学校のほうが知り得ていることと、どうなんだったことがあると思います。

だから、そこで話し合っただけで全て解決するってことではないですけども、まず情報を聞いて地域のさっきのコミュニティ・スクールじゃないけれども、情報をいただくのは大変ありがたいことだと言っているがね、民間の相談機関が実際に相談を受けて、それについて学校と話したいっていうのをシャットアウトするというのは話にならないと思うんですよ。だから、民間であっても、地域の人であっても、貴重な情報をいただくと、真摯に向き合うと、それは当たり前のことではないでしょうか。

学校や教育委員会には、真摯に向き合う視点が欠けているということになりませんか。

○辻並学校教育委員 学校外で発生するいじめなど、学校だけでは早期に発見することが難しい事案もあり、また、議員のほうから御説明等がありましたけれども、当該の民間の相談室に保護者等から、いじめに関する相談が数多く寄せられているということから、今後、そうした情報提供についても、いじめの早期発見のための貴重な情報として、連携方法の工夫を図りながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

○能登谷委員 そろそろ時間になりますので終わらせていきますが、それにしてもこの学校任せで、相談の実績も集約されてない、把握できていない。

教育委員会としては改めて相談体制の構築、これをしていく必要があるんじゃないでしょうか。先ほど聞いた中での相談体制は十分なものとは私は思えない。構築し直す必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○品田学校教育委員 いじめの早期発見、早期対応、また早期解消のためには、児童生徒の言動ですとか人間関係の変化など、いじめの芽や兆候を含めいじめを早期に発見できるよう、教職員の観察力ですとか対応力を高めるとともに、各学校におきまして学級担任を中心としながらも、児童生徒が信頼を寄せる他の教職員ですとか養護教諭、こういった方々が連携、役割を分担しながら組織的に、関係する児童生徒から話を聞くなど、相談体制を整備する必要があるものと考えております。

教育委員会といたしましては、いじめ問題に係る教員研修の充実、それから各学校におけるスクールカウンセラーによる相談支援に継続して取り組むほか、各学校に対しまして関係機関等からの情報はもとより、民間の相談室、地域の方からの情報に真摯に対応し、いじめの対処に生かしていくことが必要であると認識しておりますことから、そうした連携を一層重視して、いじめ対策のさらなる強化を図っていききたいと考えております。

○能登谷委員 最後にしますけれども、相談体制の再構築をしっかりとした上で、学校で何が起きているのか、様々な課題に向き合っただけで支援する体制、これを教育委員会として、私はつくっていくべきじゃないかというふうに思います。

それから民間の相談室、きらきら星についても、これだけの相談量をこなしながら、子総相とも対応したり、児相とも対応したり、地域にも対応したり、それで学校にも対応して、教育委員会にも対応しているんですが、これだけの活動をしているんですから、やっぱりそことも話をして、しっかりと連携していくということも必要になっているんじゃないかなということも伺って、終わりたいと思います。

○品田学校教育部長 児童生徒のいじめや虐待の被害等、生徒指導に関わる様々な課題に対しましては、未然防止を初め、早期発見や事案の解消に向けた学校の取組につきまして、関係機関とも連携を図りながら、教育委員会として支援をしていくことが重要であると考えております。

そのため、現在、重大事態として調査を進めております、旭川市いじめ防止等対策委員会の提言内容はもとより、これまで委員から御指摘をいただいております、複数の学校が関係する事案への対応ですとか、本日御質疑のありました学校が把握している相談の状況、それから、今お話しいただきました民間の相談窓口なども含めまして、関係機関との連携や情報の共有の在り方について、いま一度明確にさせていただいて、学校の取組を支援できる体制の充実に努めてまいります。

○品田委員長 この件につきまして、ほかに御発言はございますか。

○江川委員 すいません。突然で申し訳ないです。

今、能登谷委員のほうからありました質疑への答弁の中で、例えば、保護者、生徒の信頼がすごく大切であるという認識ですとか、また、今現在、当該校に通うような生徒たちに対することとして家庭訪問ですとか、いろいろな相談体制を構築していますというような答弁があったかと思うんですけれども、御遺族の記者会見後に当該校の保護者さんたちのほうから、いろいろな電話ですとか、夏休み明けのとても落ちつかないこの時期に、生徒たちのほうでちょっとこう思うところがあるというような声をいただいているんですけれども、先生が生徒の家庭訪問とか相談というのは、信頼関係がやはり重要だと思うんですけれども、その信頼関係は現在構築されているというような認識をお持ちなんでしょうか。

○辻並学校教育部教育指導課長 当該校におけます保護者、生徒、学校の教職員等との信頼関係につきましては、今回の報道等も受けまして、保護者、生徒等が様々な不安、心配な気持ちになっているということは、学校も教育委員会も理解をしているところでございます。

教育指導は教職員、保護者、児童生徒の信頼関係、これが前提であるというふうに答弁させていただきましたけれども、いま一度その構築に向けまして、例えば、保護者懇談会等の中で、学校が調査に支障のない範囲において進捗状況等について説明を行ったり、あるいは、児童生徒との個人面談等の中で心のケア、例えばスクールカウンセラーの派遣による生徒の心のケア、こういった対応を図ったりしながら、いま一度、学校そして保護者、生徒との信頼関係の構築に努めてまいりたいというふうに考えております。

○江川委員 努めてまいりますということですので、比較的、ちょっと難しい状況が今あるのではないかなという認識をお持ちなのかと思うんですけれども、今から構築していたのでは遅いと思うんですよね。様々な相談体制が今ないということが、能登谷委員の質疑で明らかになったかと思うんですけれども、これっってもう本当に早急に体制構築をしませんと、子どもたちは大人と違って、子どもの1日それから1か月っていうのはすごく大きいと思うんです。日々成長していきますし、たった1日でも難しいところが出てくると思いますので、その辺り早急に対応するべきだと思うんですけれども、今現在でどういうふうに考えているのか、どういうふうに構築をしようと考えているのか何かありましたらお示しください。

○辻並学校教育部教育指導課長 先ほども答弁させていただきましたけれども、スクールカウンセラー等の派遣等を通じまして子どもの心のケアを図る中で、また、各学校における個人面談等も通じて教職員と子どもがしっかりと話をする機会を確保してまいりたいと思っておりますし、保護者

等の中でこのことに関わって心配事等があった場合については、教育委員会の教育指導課において相談対応するというので、保護者等にも周知を行っておりますが、改めて、そのことについて周知をさせていただいて、学校と保護者との信頼関係がまた一層強くなるように働きかけていきたいというふうに考えております。

○江川委員 保護者さん等へのそのの部分に関しては、いつものとおり生徒たちにプリントを渡して終わりというような形では難しいかと思しますので、きちっと保護者さんに直接連絡が行くような体制をとっていただきたいと思います。終わります。

○品田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。ここで、委員の皆様から、特に御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時03分